

【重要】林野火災注意報・警報の運用開始

湖北地域消防本部予防課

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災をはじめ、全国各地で林野火災が多発しています。

これを踏まえ、林野火災予防を目的に火災予防条例が改正され令和8年1月1日から【林野火災注意報・林野火災警報】の運用が開始されます。

◎林野火災注意報・警報について

林野火災予防上、注意を要する気象条件となった場合に「林野火災注意報」、危険な気象条件となった場合に「林野火災警報」を発令（長浜市・米原市全域）し、火災予防条例で定める「火の使用制限」について義務を課し、火気使用制限区域内での屋外での火の取扱いはできません。

◎林野火災注意報の発令基準

1又は2のいずれかで発令となります。

1. 前3日間の合計降水量が1mm以下、

かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下

2. 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発令された場合



◎林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え強風注意報が発令された場合

◎林野火災注意報・警報の発令期間

毎年11月から翌年3月までの間（5か月間）

◎火の使用制限区域

森林又は森林の周囲1kmの範囲内の土地



◎火災予防条例第29条の火の使用制限

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

問い合わせ先 湖北地域消防本部 予防課
0749-62-5194